

## 「<sup>さん</sup>3 キュー子育てチケット」の実施方針（案）

### (1) チケットの配布対象となる世帯

- 29年度内に第3子以降の子が生まれた世帯を対象にチケットを配布する。
  - ※ 県内に住所を有し、29年度内に第3子以降の子が生まれた世帯が対象。
  - ※ チケットは、第3子に限らず、第1子、第2子が受ける子育てサービスや、家族ふれあいイベント等にも利用可能。

### (2) 利用可能なサービスの拡充

- 県内各市町村の意見を踏まえ、家事ヘルパーやベビーシッター等の子育てサービスに限定せず、県内の親子地域ふれあいサービスや放課後児童クラブ事業なども広く対象とする。（具体的なサービスの範囲については別添参照）
  - ※ 第3子の出生前に利用した第1子、第2子に係る子育てサービス等についても、29年度内の利用であれば対象とする。

### (3) <sup>さん</sup>「3 キュー子育てチケット」の配分額

- 1年目2万円、2年目2万円、3年目1万円の計5万円とする。

### (4) チケットを受け取ることができる時期

- 出生届提出日を基準として、29年4月～12月に出生届を提出した世帯については、当該29年度内に利用できるチケットを配付する。
  - ※ チケットは、出生後に限らず、出生前に利用したサービスも利用対象とし、母子手帳交付時から制度を周知する。
  - ※ 30年1月～3月に出生届を提出した世帯については、原則30年度に利用できるチケットを配付する。

### (5) 利用方法について

- チケットによる直接払いと領収書方式による立替払いのどちらも利用可能。
  - ※ 第3子の出生前に利用した第1子、第2子に係る子育てサービス等についても、領収書方式による立替払いで、換金可能とする。
  - ※ 領収書については、新たに様式を用意する必要はなく、必要な記載事項（金額・サービス内容を市町村が確認したもの）が確認できるものであれば、既存書類等で対応可能。

### (6) 相談対応について

- 市町村負担とならないよう、委託業者による相談に加え、よくある問い合わせをQ&A形式等で整理し、県ホームページ等で掲示する考え。
- 市町村窓口におかれても、円滑な相談についてご協力をお願いします。